**令和４年度　第２回大阪府成年後見制度利用促進研究会　議事概要**

◇日時：令和５年３月16日（木）　午前10時から正午まで

◇場所：ホテルプリムローズ大阪２階　羽衣の間

◇議題：大阪府域における担い手の育成・活躍方針について

１．担い手の育成方針（大阪府案）について

（資料１「令和４年度第２回大阪府成年後見制度利用促進研究会」　について事務局より説明）

【各構成員の主な意見】

意見交換①市民後見人養成・支援事業未実施市町村へ、府としてどのような働きかけが必要か。

（構成員）

〇これまでも働きかけを行っていると思われるが、20市町村が事業実施していない。今後は各市町村が事業を実施していない事情に応じた対応が必要。

（構成員）

〇市町村では、市民後見人が増えていった場合、その見守りの重責や業務負荷に不安を感じているのではないか。国の冊子でも「市民後見人の役割は人材不足を補うことではない」と明記されている。ご本人にとってふさわしい後見人を増やすという理念を、しっかり伝えていくことが大事。

（構成員）

〇体制整備の議論と共に進めていく必要がある。市町村の中には、権利擁護に関する取組を一定行っていると自認し、必要性を感じていないために体制整備が進んでいないところもある。担い手不足に対する方策はやりつくした感があり、市民後見人の養成単体での推進には限界がある。この先、今後20年後・50年後に、地域に権利擁護の仕組みがなかった時どうなってしまうのか、データ等を示しながら、府の地域福祉支援計画に位置付けるなど、地域共生社会として面的に機能させるための働きかけが必要。

〇マンパワーや財政を考えると、行政はいずれセーフティネットとしての役割までが限界となり、予防的な権利擁護は住民主体で動く必要性がある。市民後見人は住民主体の権利擁護、というアプローチで準備を進める必要がある。

意見交換②市町村社会福祉協議会が法人後見を実施するにあたり、どのような働きかけが必要か。

（構成員）

〇大阪市堺市を除く41市町村社協に対し、R5.2月アンケートを実施した。現状は、法人後見実施社協が７社協、今後取組予定が６社協で、７割は取組予定がない。実施社協の受任件数をみると、一番多い岸和田市社協は19件と二桁受任されているが、６市社協は一桁となっており、中には新たな受任は考えていないとの意見もあった。府内では自主財源での運営がほとんどであり、財政面の安定が図れず、法人後見事業としての運営が難しいことから、新規の取組が進んでいないと思われる。

〇実施メリットとしては、日常生活自立支援事業でカバーできない法的課題等への対応が可能、受任経験を生かした相談対応、日常生活自立支援事業からの移行がスムーズ、等。課題としては、法的専門知識の不足、土日祝日の急変時の対応、等が上がっている。

〇府社協としては、地域の権利擁護推進のため、市町村社協に法人後見に取り組んでいただきたいという思いはあるが、財源の問題がある以上、強く推進することは難しいと考えている。

意見交換③法人後見実施機関のリスト作成や連絡会開催にあたり、どのような協働が可能か。

（大阪家庭裁判所）

〇家庭裁判所は、司法機関として社会からの信頼を維持するため、中立性を守らなければならないが、それに反しない限りでの協働は可能と考える。例えば、後見申立から後見が終了するまで、家庭裁判所から関係者に書類を送付するタイミングが色々あるが、そこに大阪府が作成する書類を同封する等、実施機関のリスト作成や連絡会開催に向けた情報伝達に助力するという形での協働は可能であろう。

（構成員）

〇「法人後見」と一括りにするのではなく、何の目的をもって育成や連絡会をするのかを考える必要がある。また、法人後見実施機関であってもその活動は様々で、中には注意が必要な団体もあるかもしれない。そういった団体に府がお墨付きを与えたと誤解を招くようなことがないよう、まずは情報収集すべきではないか。

（構成員）

〇大阪府法人後見支援事業による1件目の活動が始まったが、この事業により担い手不足を爆発的に補えるかと言うと、様々な課題をクリアする必要があり、難しい。団体としてもできる限りの協力は行っていくが、単純に増やす、ということには慎重にならざるを得ない。

（構成員）

〇今後、各市町村でマッチングや苦情への対応をすることを考えると、大阪府内の法人後見実施機関の実態調査（受任数や事案の内容等）をする等、情報がないよりはあった方がよい。

〇ただ、法人後見のあり方については議論が必要。職能団体としては、法人後見は長期的支援という面とともに、困難な事案に法人として対応するものと考えている。特に大阪のような都市部では、地方のように担い手不足を補う法人後見ではなく、受任が困難な事案を、公的な側面で担っていくものが期待されているのではないか。

（構成員）

〇個人的に社協による法人後見は大変望ましい姿と感じていたので、半数以上の社協が現状でよいと考えておられることが意外。府として財政的な支援をしてもよいのではないか。

〇市民後見人の養成について、今年度の民生委員の一斉改選ですら選出が進まなかったことを考えると、人口規模の少ない市町村では余力がないのではないか。

（大阪家庭裁判所）

〇大阪は、他地域から羨ましがられるほどに三士会の専門職が充実し、市民後見人のスキームもしっかりと構築されている。その中でさらに一歩進めて、法人後見を推進するのであれば、その理由や目的を分かりやすく打ち出す必要があるのではないか。専門職でもなく、市民でもなく、親族でもない存在である法人がどういう事案を担うべきものとされているのか、そのためにどういう法人が必要なのかを示さなければならない。

（構成員）

〇法人後見実施機関に対し、幅広に連絡会を実施した場合、確かに府から認定されたと勘違いされる危うさもある。個人で受けられる事案は個人で、法人でしか受けられない事案を法人で受任するのが、本来はあるべき姿ではないかと考えている。まずはその法人後見実施機関がどのような法人なのか、どういった活動をされているのか等、情報収集を行う必要がある。

（構成員）

〇なぜ大阪府は法人後見実施機関のリストがないのか。

〇全国的に、社協は業務負荷が高く、法人後見の実施はハードルが高いだろう。社協組織として法人後見を実施するのではなく、社協職員が社会福祉士等として、個人で後見活動をするような風土が育てばよいのではないか。その点で言えば、現役世代の大阪府職員が市民後見人をすることも推進してはどうか。

（事務局）

〇一般の法人後見に関して、府への申請や届出は不要であり、法的な根拠をもって府が調査できるものではないことから、現在のところ法人後見実施機関を把握していない状況である。

（構成員）

〇法人後見を立ち上げ、社会福祉事業団に移管した経験があるが、受任事案が市民後見人相当に状況が変わった場合の交代等を考えると、移管先が市社協であればスムーズに繋げるはずで、社協の法人後見には意義があると考えている。財源の問題は、社協以外でも生じている。社協の中に事務局があれば、安心感にもつながる。そうでない場合は、連携が必要。

〇民間の法人後見実施機関とは分けて考える必要があるというのは、他の構成員と同様。

〇知的障がいは認知症と違って誰もが行く道ではなく、ご本人の想いを理解してもらうことがより難しい。市民後見人の養成について、努力義務だからやらなくてもいい、ではなく、この制度には市民目線が必要なものであることを、市として考えていっていただきたい。

（事務局）

〇府職員に対する保護司の募集は常にしており、今年は退職者向けに民生委員の募集もしている。次年度以降は市民後見人についても募集をしていきたい。

（構成員）

〇市町村社協へのアンケートの中で、市町村社協の知っている法人後見実施機関を聞いたところ、社会福祉法人が３、一般社団法人が４、NPO法人が６であった。ただ、他の構成員が言われるとおり、府のお墨付きを与えたと誤解される可能性を考えると、情報共有による法人後見の推進が目的であっても、連絡会の開催は難しい面もあると感じた。

その他、意見交換

（構成員）

〇地域の中でご本人に一番望ましい選択肢とするためには、どういった法人が必要なのか、法人の実態がどうなっているのか等が把握されていなければ難しいのではないか。

〇働き方改革の中で、企業が社会貢献活動を容認してきている。府がリーダーシップをとり、府内市町村でボランタリーな活動を担える人材を擁していることを、前向きに捉える社会としていくことも必要ではないか。大阪市も市民後見人事業の実施当初、市OBや府警早期退職者等に具体的に声掛けをしていたが、実際、知識と経験を活かした素晴らしい活躍をしておられた。

（大阪家庭裁判所）

〇市民後見人の養成について、大阪市のようなトップランナーの成功事例もよいが、分類３に属する人たちにとっては、紆余曲折を経て養成事業の実施にこぎつけ、今はほんの少し先を行っているような市町村の事例報告の方が、心に響くのではないだろうか。

（構成員）

〇市民後見人の養成について、より身近に感じて知ってもらうために、受任されている市民後見人と被後見人の声をきいていただく機会を設けてはどうか。例えば、出会いから現在の生活状況、お互いの想い等。

（事務局）

〇大阪府方針案は修正予定。次回（令和５年７月予定）に再度ご意見をいただく。